

取引先と共に共存共栄関係を築こうと考える経営者の皆様へ

パートナーシップ構築宣言は
2020年6月に創設されました。



詳しくは
日商Webサイトへ
→



<https://www.jcci.or.jp/partnership/>

大企業と中小企業が
共に成長
するために！

取引先との
持続可能な関係
を築くために！

パートナーシップ構築宣言とは？ あらゆる規模・業種の企業や個人事業主に宣言いただけます

取引先とのパートナーシップを強化するなど「新たな共存共栄関係の構築」を企業の代表者名で宣言（コミット）するものです。



新たなパートナーシップ
規模・系列を超えた連携
お互いWin-Winの関係で！



ポータルサイトでは登録方法、企業リスト、宣言企業の取組事例集等をご覧いただけます。



詳しくはポータルサイトへ
→
<https://www.biz-partnership.jp/>



適正な取引価格の実現
価格交渉ができる関係に！



製造委託等代金の支払条件改善
資金繰りの改善！

取組事例集



宣言企業リスト

登録企業リスト		
登録企業を業種別、地域別で検索いただけます。 (企業名の五十音順に掲載)		
登録企業数 78,006社		
業種別登録企業リスト	地域別登録企業リスト	企業名で検索
1 農業、林業 2 渔業 3 建築、採石業、初利根川農業 4 制造業 5 飲食業 6 電気、ガス・熱供給・水道業 7 情報通信業 8 運輸業、郵便業 9 飲食業 10 小売業	11 金属業、機械業 12 不動産業、地場貿易業 13 学術研究、専門・技術サービス業 14 医療業、介護業、福祉業 15 保育・幼稚園・学童保育業 16 教育、学習支援業 17 医療・福祉 18 総合サービス事業 19 サービス業（他に分類されないもの）	

メリット・効果は？

「宣言」が公式ポータルサイト※に掲載・公表されます

中小企業庁のニュースリリースにも
掲載されます（不定期）。

※(公財)全国中小企業振興機関協会の運営サイト



一部の補助金で加点措置が受けられます

「ものづくり等補助金」や「省エネ補助金」等で加点措置が受けられます。



最新の支援措置（補助金の加点措置）等は、QRコードからご覧いただけます。

<https://x.gd/SwFSP>



宣言企業は「ロゴマーク」を使うことができます

名刺にロゴマークを入れて、取引先との共存共栄の関係を築こうとする会社（ホワイト企業）であることをアピールできます。



SDGs 「宣言」の取組みを実践することで SDGsも同時達成することになります

今や多くの企業が取組む「SDGs」（持続可能な開発目標）
「宣言」を通じて次の6つの目標に取組んでいます。



積極的な宣言と実行で、サプライチェーン全体の
「成長」と「分配」の好循環を実現しましょう

日本商工会議所 会頭
小林 健

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

事業環境変化対応型支援事業

パートナーシップ構築宣言

本宣言のひな形は、サイバー攻撃がサプライチェーン全体へ及ぼす影響の深刻化やテレワークによる労働環境の変化等により社会的要請が高まっていることを踏まえ、2022年4月1日に、中小企業を含めたサプライチェーン全体での省エネへの取組を促進するため、2023年2月10日に、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正を踏まえ、2024年3月25日、11月1日に、重層的なサプライチェーンにおける価格転嫁が進むよう2025年6月20日に、取引適正化法の施行に伴い2026年1月1日に、それぞれ改正されました。宣言済み企業は修正して再提出が可能ですが、未宣言企業は改正後のひな形をご利用ください。

ひな形

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を

超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

※下記から積極的に取り組む項目を特定し項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業継承支援、取引先のテレワーク導入支援等）

b. I T 実装支援（共通 E D I の構築、データの相互利用、I T 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）

c. 専門人材のマッチング

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※「中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図る」場合には、その旨記載ください。

3. その他（任意記載）

(例) 直接の取引先だけでなく、直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。

(例) 当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

(例) 取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取り組むことで「50/50（フィティ・フィティ）」とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等

(注) 「ホワイト物流」について記載する場合は、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明し、「ホワイト物流」推進運動のホームページに掲載されている必要があります。

(例) 約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

○年○月○日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。